

鈴鹿市立保育所の保育料等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月25日

鈴鹿市長 末松 則子

### 鈴鹿市規則第15号

鈴鹿市立保育所の保育料等に関する規則の一部を改正する規則

鈴鹿市立保育所の保育料等に関する規則（平成27年鈴鹿市規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
(副食費の額) 第3条 副食費（鈴鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年鈴鹿市条例第14号）第13条第4項第3号に規定する食事の提供に要する費用のうち副食の提供に要する費用をいう。以下同じ。）の額は、月額 <u>4,900</u> 円とする。	(副食費の額) 第3条 副食費（鈴鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年鈴鹿市条例第14号）第13条第4項第3号に規定する食事の提供に要する費用のうち副食の提供に要する費用をいう。以下同じ。）の額は、月額 <u>4,800</u> 円とする。

### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。